申請者・認定支援機関の変更手続き

静岡県経営改善支援センター

（１）諸届変更届について

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、及び早期経営改善計画策定支援事業の利用決定からモニタリング完了して卒業するまでに、申請者・認定支援機関の住所電話番号等を変更した場合は、**「諸届変更届」**の提出が必要です。

「諸届変更届」には、申請者用と認定支援機関用の２つのフォームがあります。

また、提出いただいている「支払先登録書」を差し替えますので、新内容で記入し提出ください。

なお、認定支援機関の住所変更の場合は、経済産業省への変更の届け出を済ませてから、変更届を提出ください。

（２）変更届出書について

案件の利用決定からモニタリング完了までの間、認定支援機関自体を変更することは原則できません。利用決定し、計画策定費用支払が済んでいない間の認定支援機関の変更は、取下げし、新たな認定支援機関での再申込となります。

モニタリング期間中の変更については、事情によりやむなく変更したほうがよいとセンターが判断した場合に限り、変更を認める場合があります。個別にセンターにご相談下さい。

**上記（１）（２）の申請者・認定支援機関の諸届変更届・変更届出書については、必ず、事前にセンターに相談し、下書き段階の書類、確認資料等をセンターに電子メール(又はＦＡＸ)して、内容確認の了解を受けてから、簡易書留等で郵送して下さい。**

以上

【静岡県経営改善支援センター平成３０年３月２０日】